

[事案 2021-251] 新契約無効請求

・令和4年5月18日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年9月に契約した個人年金保険（契約①）および同年12月に契約した個人年金保険（契約②）について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人の説明時間は、タブレット端末を使用して各15分程度と短く、保険料払込期間が30年間、年金受取期間が87歳から10年間であることの説明はなかった。
- (2)保険料払込期間は10年間で、67歳時点で保険料全額を一括受取りできる貯蓄型の保険であると誤信していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人らは、契約①は3回、契約②は2回、設計書の図および字句を指差し確認しながら、通常よりも丁寧かつ慎重に、払込期間および年金受取開始年齢等を説明している。
- (2)申立人が希望した月額保険料では、商品の仕組み上、保険料払込期間を30年間としか設定できなかったため、その旨申立人に説明し了承いただいた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申込時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等を理由とした契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。